

議案第 76 号

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

子育て部分休暇を導入することに伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則（平成１９年杉並区教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１０号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「修学部分休業」の次に「（以下「修学部分休業」という。）」を加え、同項第１１号中「の規定により」を「に規定する」に改め、「高齢者部分休業」の次に「（以下「高齢者部分休業」という。）」を加え、同条第５項中「法第２６条の２第１項に規定する」及び「法第２６条の３第１項に規定する」を削り、「又は育児休業法第１９条第１項」を「、育児休業法第１９条第１項」に、「（以下」を「又は勤務時間条例第１９条の２の２第１項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下」に改める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(9) 略 (10) 法第26条の2第1項<u>に規定する</u>修学部分休業（<u>以下「修学部分休業」という。</u>）をしている職員として在職した期間 (11) 法第26条の3第1項<u>に規定する</u>高齢者部分休業（<u>以下「高齢者部分休業」という。</u>）をしている職員として在職した期間 (12)及び(13) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u> </u>修学部分休業により勤務しない時間、<u> </u>高齢者部分休業により勤務しない時間、<u>育児休業法第19条第1項</u>に規定する部分休業により勤務しない時間<u>又は勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）</u>があるときは、教育委員	(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(9) 略 (10) 法第26条の2第1項<u>の規定により</u>修学部分休業<u> </u>をしている職員として在職した期間 (11) 法第26条の3第1項<u>の規定により</u>高齢者部分休業<u> </u>をしている職員として在職した期間 (12)及び(13) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>法第26条の2第1項に規定する</u>修学部分休業により勤務しない時間、<u>法第26条の3第1項に規定する</u>高齢者部分休業により勤務しない時間<u>又は育児休業法第19条第1項</u>に規定する部分休業により勤務しない時間（<u>以下</u> <u> </u>「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員

新	旧
会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第 1 項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第 1 項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。